

第 1 3 6 回

国有財産近畿地方審議会

日時 令和 7 年 5 月 2 2 日

場所 近畿財務局 8 階大会議室

国 有 財 産 近 畿 地 方 審 議 会 委 員 名 簿

※ 5 0 音 順 (敬称略)

ふ り が な 氏 名	現 職
<u>会 長 代 理</u> い け だ ひろゆき 池 田 博 之	東洋テック(株) 代表取締役社長
おか え り こ 岡 絵 理 子	関西大学 環境都市工学部建築学科 教授
かねづか た く や 兼 塚 卓 也	中央復建コンサルタンツ(株) 代表取締役会長 ((一社)建設コンサルタンツ協会近畿支部 副支部長)
こ た に ひろ こ 小 谷 寛 子	弁護士 (小谷法律事務所)
さ と う ゆ う こ 佐 藤 祐 子	(株)国華荘 代表取締役社長
さわ き まさ の り 澤 木 昌 典	大阪大学 名誉教授
さ わ だ とおる 沢 田 渉	(株)Brighten Japan 代表取締役
は な だ ま り こ 花 田 眞 理 子	大阪府立環境農林水産総合研究所 客員研究員
<u>会 長</u> ほんじょう たけひろ 本 荘 武 宏	大阪ガス(株) 取締役会長
み ず が み つぶる 水 上 然	神戸学院大学 総合リハビリテーション学部 社会リハビリテーション学科 准教授
みつおか ま さ し 光 岡 正 史	不動産鑑定士 (本町不動産鑑定(株) 代表取締役)
	1 1 名

第136回 国有財産近畿地方審議会

日時：令和7年5月22日（木）

10時00分～10時55分

場所：近畿財務局8階大会議室

【本荘会長代理】 本日はお忙しい中、ご出席いただきまして誠にありがとうございます。
定刻となりましたので、ただいまから第136回国有財産近畿地方審議会を開催いたします。

当審議会の村尾会長が委員をご都合により退任されましたので、現在会長が不在となっております。

新たに会長が選任されるまでの間、国有財産法施行令第6条の5第3項の規定に基づき、私が会長を代理させていただきます。

今回は対面とオンラインを併用しての開催としております。佐藤委員と沢田委員はオンラインでご出席いただいております。

まず、最初に事務局から委員の交代及び会議の成立の報告がございます。

【橋本管財総括第1課長】 事務局より報告いたします。

まず、最初に先ほどオンラインで参加の委員ご紹介いただきましたけれども、本日急遽花田委員につきましてもオンラインでのご参加に変更となっております。お手元の配席図の修正が間に合っておりませんがご了承願います。

申し遅れましたが、私は昨年7月に管財総括第1課長を拝命いたしました橋本と申します。どうぞよろしくお願いいたします。

はじめにオンラインでご出席いただいております佐藤委員、澤田委員、花田委員にご案内させていただきます。カメラは常時オンにいただきまして、マイクはご発言のとき以外はオフでお願いいたします。ご発言の際には、挙手マークをクリックしていただきまして、発言の意思表示をお願いいたします。

続きまして、委員の交代をご報告させていただきます。

先ほど本荘会長代理からお話ございましたとおり、当審議会の会長をしていただいております、西日本電信電話株式会社相談役の村尾委員は昨年の6月24日付をもちまして、当審

議会委員をご退任され、新たに東洋テック株式会社代表取締役社長の池田博之様に委員にご就任いただいております。

池田委員本日はどうぞよろしくお願いいたします。

【池田委員】 池田でございます。どうぞよろしくお願いいたします。

【橋本管財総括第1課長】 ありがとうございます。

続きまして、会議の成立をご報告させていただきます。

本審議会は、国有財産法施行令第6条の8第1項の規定に基づきまして、会議を開き、議決をするためには、委員の半数以上の出席が必要となっております。

本審議会は現在11名の委員で構成されておまして、本日は10名の委員にご出席いただいております。したがって、委員の半数以上の出席ということで、本会議は有効に成立しておりますことをここにご報告させていただきます。

続きまして、私以外にも事務局側の人事異動がございましたので、ご紹介をさせていただきます。

近畿財務局長の関でございます。

【関局長】 関でございます。本日はありがとうございます。よろしくお願いいたします。

【橋本管財総括第1課長】 管財部長の山崎でございます。

【山崎管財部長】 山崎でございます。よろしくお願いいたします。

【橋本管財総括第1課長】 管財部次長の徳尾でございます。

【徳尾管財部次長】 管財部次長の徳尾でございます。本日はどうぞよろしくお願いいたします。

【橋本管財総括第1課長】 続きまして、先ほどご報告いたしましたように、村尾会長がご退任されたことによりまして、改めまして、本審議会の会長を選任していただくこととなります。

会長につきましては、国有財産法施行令第6条の5第1項の規定に基づきまして、委員の皆様方の互選により選出することになってございます。この件につきまして、お諮りさせていただきたいと思いますが、どなたかご意見ございましたら受け賜わりたいと存じます。如何でございましょうか。

【兼塚委員】 よろしいでしょうか。

【橋本管財総括第1課長】 はい。兼塚委員よろしくお願いします。

【兼塚委員】 会長ですけども、本荘委員をご推薦したいと思います。

本荘委員は関西経済界を代表するお一人でございまして、幅広くご活躍されています。

非常にご見識も高い方とお聞きしておりますので、その点でご推薦したいと思います。

さらに令和4年の12月からこの審議会の会長代理を務めていらっしゃいますので、この審議会の運営にも非常に精通されているということで、適任かと存じますので推薦したいと思います。如何でしょうか。

【橋本管財総括第1課長】 兼塚委員ありがとうございました。

ただいま、兼塚委員から、本荘委員に会長をお願いしてはどうかというご発言がございましたが、皆さんご異議ございますでしょうか。

(「異議なし」の声あり)

【橋本管財総括第1課長】 ご異議がないということでございますので、本荘委員に当審議会の会長をお願いしたいと存じます。

それでは本荘会長どうぞよろしくお願いいたします。

【本荘会長】 ただいま、委員の皆様から会長にご推挙いただきました本荘でございます。一言ご挨拶を述べさせていただきます。

国有財産近畿地方審議会は、財務局長の諮問に応じて、国有財産の管理及び処分について調査、審議いたしまして、財務局長に意見を述べるものであります。

委員の皆様の率直な意見交換、審議を通じ、審議会が十分に機能するよう、円滑な運営に努めてまいりたいと存じますので、ご協力のほどよろしくお願い申し上げます。

また、私の会長就任によりまして、会長代理が不在となっております。

会長代理は、国有財産法施行令第6条の5第3項の規定によりまして、あらかじめ会長が指名する委員が会長を代理することになっておりますので、私の方から会長代理の指名をさせていただきます。

会長代理は、地元関西の産業や経済に精通された東洋テック株式会社代表取締役社長の池田委員をお願いしたいと思います。

【池田委員】 池田でございます。どうぞよろしくお願いいたします。

【本荘会長】 よろしく申し上げます。

また、審議会規則にありますとおり、本審議会の議事録については、後日、近畿財務局のホ

ームページにて公開することといたしております。

それでは議事に先立ちまして、関局長からご挨拶がございます。

局長よろしく願いいたします。

【関局長】 昨年7月に近畿財務局長を拝命いたしました関でございます。

審議会の開催に当たりまして、一言ご挨拶申し上げたいと思います。

委員の皆様、本荘会長、池田代理をはじめといたしまして、オンラインでご参加くださっている方含めまして、皆様方大変ご多用のところご出席いただきましたこと、誠にありがとうございます。

この審議会自体は国有財産法に設置根拠を持ってございます。その上で、個々の国有財産の管理処分をさせていただくという際に、地域の意見というものを十分に反映させていただくという観点で、財務局長から諮問させていただいた際に調査審議を賜るということに加えまして、委員の皆様方から、私ども国有財産行政を進めるに当たりまして、貴重なご意見を賜れる本当に貴重な機会になっているというのが私ども事務方の認識でございます。

本日は報告事項3点ございます。

1つが宇治市に所在いたします普通財産の減額売払の件、それから2つ目は庁舎の使用調整の件、それから3つ目が、国公有財産の最適利用、エリアマネジメントと呼ばせていただいておりますけれども、その3つの件につきましてご説明をさせていただきます。

時間限られてございますけれども皆様方から国有財産の有効活用のあり方につきまして、忌憚のないご意見を賜れば幸いです。

簡単ではございますけれども、開催に当たりましてのご挨拶とさせていただきます。

本日はどうぞよろしくお願い申し上げます。

【本荘会長】 ありがとうございます。それでは議事に入ります。

本日の議事は報告事項3件であります。

まず、最初に事務局から報告事項の1番目、宇治市に所在する普通財産の減額売払について説明をお願いいたします。

【山崎管財部長】 改めまして管財部長の山崎でございます。よろしくお願いいたします。

本日は諮問事項ございませんので、報告事項についてのみ、ご説明をさせていただきます。

恐れ入りますが、着席にて、ご説明をさせていただきます。

本日の報告事項は先ほど関局長から申し上げましたとおり3点ございます。

まずはじめに、私から宇治市に所在する普通財産の減額売払にかかる処理結果につきましてご報告をさせていただきます。

本事案、令和6年2月になりますが、前々回、第134回の国有財産近畿地方審議会におきまして、ご審議いただいた上で処理適当とのご答申をいただいたものでございます。

ご審議から1年強を経過しておりますので、改めて事案の概要をご説明させていただいた後に、その処理結果をご報告させていただければと思います。

まず1ページの方をご覧ください。

お手元の資料と両サイドのモニターに同じものをご用意させていただいております。

まず本資料、処分財産の位置関係でございます。赤丸で示した処分財産は宇治市内のほぼ中央に位置しているところでございます。

2ページ目をご覧ください。

本資料で真ん中の右側の方ですが、赤く着色している部分が、今般、宇治市に対しまして、学校給食センター敷地として売払いを行った財産でございまして、平成20年3月に廃止されました法務省所管の宇治少年院跡地の一部でございます。

続いて3ページ目でございます。

こちら公立中学校給食の実施状況を示した資料でございます。

平成20年の学校給食法の改正により食育の観点から学校給食が果たす役割の見直しが行われたことなどを踏まえまして、全国の中学校において学校給食の導入が進められてきております。

令和5年度の文部科学省の調査によりますと、全国における公立中学校の給食実施率は一番下の方に記載ございますが、98.4%に達しているところでございます。

なお、宇治市の近隣市町村におけます公立中学校給食の実施状況につきましては、地図にありますとおり令和7年3月末時点で宇治市のみが未実施となっているという状況でございます。

続いて4ページ目をご覧ください。

宇治市におきましては、平成29年1月に、市内の中学校における給食実施の方向性が確認されて以降、各種検討が進められてまいりまして、令和5年3月に学校給食の基本的な考え方ですとか、施設整備計画を定めました宇治市学校給食センター基本計画というものが策定されております。

宇治市では、こうした検討を踏まえまして、学校給食センターの立地等の条件として3点掲げられておりまして、それら3点の状況を示したものがこちらの資料となります。

まず1つ目の条件でございますが、文部科学省の学校給食衛生管理基準に基づきまして、学校給食を、調理後喫食まで2時間以内に提供可能な場所であること。

2つ目は、学校給食センターは建築基準法上、工場として位置付けられることから、準工業地域や工業地域といった工業系の用途地域あるいは市街化調整区域など、周辺環境に影響がないと判断できる場所であること。

3つ目は、調理等の工程におきまして衛生面に配慮した作業動線を確保するために十分な広さがあること、これらとなっております。

こういった状況を満たす敷地として、宇治市から宇治少年院跡地の取得要望があったものでございます。

なお、当時、所管の法務省におきましては、この広い宇治少年院跡地全体の有効活用を検討されていたところでございますが、この宇治市からの取得要望を踏まえまして、給食センター敷地として必要な条件を満たす画地を余剰地として提供いただくことになりました。

その後、私ども財務局と宇治市との間で本財産の早期の売払いに向けた協議や手続きを進めてきたところでございます。

ここまでが前々回の地方審でご説明させていただきました事案の概要でございます。

続いて5ページ目をご覧ください。

以下が、本日の議題でもあります処理結果のご報告になります。

所在地、宇治市五ヶ庄三番割25番38。

土地数量は7,906.63平方メートル。

処分相手方は宇治市。

利用計画は学校給食センター敷地。

売払価格は1億6,355万7千円。

契約日は令和6年6月25日となっております。

以上が処理結果の報告となりますが、今回の売払いに当たりましては、下の注に書かせていただいておりますが、国有財産特別措置法第3条に基づく減額率を適用しております。

この減額に関しましては、このページの一番下に参考として該当条文の抜粋等をつけさせていただいておりますので、改めて簡単にご説明させていただきます。

同法第3条には、次の各号に掲げる場合においては、この中には学校給食のための施設を含むわけですが、地方公共団体に対し、時価からその5割以内を減額した対価で譲渡することができるかとされているところでございます。

ただその実際の適用に当たりましては、国の財政事情等に鑑みまして、当時の国有財産中央審議会等の答申をいただいた上で、全国共通でこの制限的な運用が図られてきているところでございます。

この制限的な運用、我々は一般的に優遇措置の是正と呼んでおりますが、条文の1つ上にあります表が、この財務省通達に基づきまして、今回対象となる学校施設などの用途として売払いを行う場合の運用でございまして、右から2番目の記載でございまして、3分の1が時価、3分の2は5割減額での売払いと規定されているところでございます。

その上で、今回の具体的な減額率の算定方法でございまして、別途の財務省通達に規定されております学校給食施設の適正規模基準等を基に、当該施設を維持運営するために必要な敷地規模を算定いたしまして、その規模に先ほどの表でご覧いただいた3分の2をかけ合わせた上で、これを減額対象としているところでございます。

続いて6ページ目をご覧ください。

こちら完成時のイメージ図でございまして。

令和6年8月からすでに工事が開始されておまして、令和8年1月末に建設工事が完了し、その後各種開業準備を経て、令和8年4月から中学校給食の提供が開始される予定と承知しております。

本事案にかかる報告事項につきましては、以上となります。ありがとうございました。

【本荘会長】 ただいまの報告事項につきまして、ご質問、ご意見ございませんでしょうか。

よろしいですか。オンラインでご参加の方もよろしいですか。

ないようでございますので、次の報告にまいります。

2番目の報告事項、庁舎の使用調整について説明をお願いいたします。

【平井管財部次長】 管財部次長の平井でございまして。

2つ目の報告事項につきまして、ご説明させていただきます。

恐れ入りますが、着席にて、ご説明させていただきます。よろしくお願いいたします。

お手元の資料のうち、庁舎の使用調整についてをご覧ください。

1 ページ目をご覧ください。

使用調整の概要でございます。

上段の赤い四角囲みの部分、使用調整とはでございますが、私ども財務局におきましては、国の庁舎等を適正かつ効率的に使用するため、所管換等の方法により、必要な調整を行っております。

具体的には、官署の移転等の報告や財務局の現地監査により庁舎の空きスペース等が認められた場合には、効率的な使用を推進するために、省庁横断的な入替調整を行うものでございます。

その効果としては、民間借受けの解消によるコスト削減などとなります。

調整の手続きについては、面積等により、その取扱いが異なっております。下の表をご覧ください。

左側に記載をしております、使用調整ですが、こちらは、国の庁舎等の使用調整等に関する特別措置法第4条に基づく調整となっており、調整対象面積が、2,000平方メートル以上、または600平方メートル以上2,000平方メートル未満で調整面積が延床面積に対して50%以上と、調整の規模が大きい場合には、あらかじめ財政制度等審議会に諮り、その意見を聞いた上で、財務大臣が決定することになります。

次に、表の右に記載しております10条調整についてですが、こちらは国有財産法第10条に基づく調整で、先ほど説明させていただきました規模以下の場合の調整になり、150平方メートル以上600平方メートル未満、または600平方メートル以上2,000平方メートル未満で調整対象面積が延床面積に対して50%未満の場合には、財務局長が決定の上、その結果につきまして、国有財産地方審議会へ報告することとなっております。

本日は、この10条調整につきまして、2件報告いたします。

2 ページをご覧ください。

1 件目は、滋賀県彦根市に所在します彦根地方合同庁舎の事案でございます。

まず、この調整に至るまでの背景について、ご説明させていただきます。

3 ページ目をご覧ください。

彦根城の周辺図とその航空写真になります。

彦根市は、彦根城の世界遺産登録を目指し、彦根城特別史跡区域内の文化財や景観の保護等の周辺整備を進めています。

その区域内に、大津地方検察庁彦根支部、彦根拘置支所と大津地方裁判所彦根支部が所在し、かねてより、彦根市から庁舎移転の要請を受けておりました。

4ページをご覧ください。

彦根市の全体図です。

彦根城内に所在していた官署のうち、大津地方裁判所彦根支部については、彦根駅近くの民有地を購入し、令和4年5月に新築移転が完了しております。写真①の右奥が、移転後の裁判所でございます。

次に、写真②は、大津地方検察庁彦根支部と旧彦根拘置支所の現況でございます。彦根拘置支所につきましては、令和4年4月に大津市に所在する滋賀拘置支所へ移管されたことから、当区域内には、大津地方検察庁彦根支部が残っており、移転が課題となっております。

こうした中、彦根市から、彦根駅近くの市有地への移転の提案があり、協議を重ねた結果、国が当該地を購入し、大津地方検察庁彦根支部に加え、市と連携業務が多い大津地方法務局彦根支局も入居する新たな庁舎を整備することとしました。

建設予定地を地図で見ますと、真ん中付近の赤い建物の場所になり、右下の拡大図をご覧ください。ただきますと裁判所の隣になります。右上の写真①の赤い矢印の更地の場所となります。

なお、現在の大津地方法務局彦根支局は、地図をご覧くださいと下の方になりますが、南彦根駅前、写真③が彦根地方合同庁舎であり、この庁舎に入居しております。

ここまでが本調整に至るまでの背景でございます。

お手数ですが、資料2枚戻っていただきまして、2ページをご覧ください。

調整結果についてご報告いたします。

彦根地方合同庁舎には、現在、大津地方法務局彦根支局、彦根公共職業安定所、彦根労働基準監督署が入居しております。

先ほど説明させていただきましたが、大津地方法務局彦根支局が新たな庁舎へ移転することから、その空きスペースの有効活用を図るために調整を行ったものでございます。

右中段の表をご覧ください。彦根公共職業安定所及び彦根労働基準監督署においては、かねてから助成金業務の増加や来客等のスペースが狭隘となっていたことから、職業安定所に210平方メートル、労働基準監督署に61平方メートルの執務室の確保を行いました。

また、滋賀労働局及び自衛隊滋賀地方協力本部彦根地域事務所におきましては、それぞれ書庫と執務室の民間借受けを行っていたことから、これを解消するために労働局に263平方メ

ートル、自衛隊に131平方メートルを確保しました。

空きスペースを有効活用し、狭隘の解消及び民間借受けの解消によるコストの削減に繋がったものでございます。

以上が1件目のご報告でございます。

資料の方ですけども、次に2枚飛ばしていただきまして、5ページをご覧ください。

2件目は、兵庫県西脇市に所在する西脇地方合同庁舎の事案でございます。

西脇地方合同庁舎には、現在、西脇公共職業安定所と西脇労働基準監督署が入居しております。

平成17年までは、本庁舎に神戸地方法務局西脇出張所が入居しておりましたが、統廃合により加東市にある社支局へ移管され、その後、533平方メートルの空きスペースが生じていたものでございます。

本庁舎の周辺には、国の官署が少なく、余剰調整が困難であるため、空きスペースの有効活用を図るため、地方公共団体への情報提供や、民間事業者への使用募集をしておりましたが、希望者がいない状況が続いておりました。

このような中、先ほどの彦根地方合同庁舎の調整で説明させていただいたものと同様になりますが、助成金業務の増加や来客等のスペースが狭隘となっていたことから、西脇公共職業安定所に150平方メートル、西脇労働基準監督署に48平方メートルの執務室の確保を行いました。

空きスペースを有効活用し、新たな行政需要への対応や狭隘の解消に繋がったものでございます。

なお、残る未使用となっている空きスペースにつきましては、引き続き、利用要望を募集するなどにより、有効活用を図ることとしております。

庁舎の使用調整につきましてのご報告は以上となります。

【本荘会長】 ただいまの報告事項につきまして、ご質問、ご意見ございませんでしょうか。

よろしいでしょうか。オンラインで参加の皆様方はよろしいでしょうか。

ないようでございますので、続いて、事務局から、報告事項の3つ目、国有財産の最適利用についてご説明お願いいたします。

【平井管財部次長】 引き続きまして、平井の方から3つ目の報告をさせていただきます

す。よろしくお願いいたします。

お手元の資料のうち、国有財産の最適利用、エリアマネジメントにつきましてをご覧ください。

1 ページ目をご覧ください。

平成27年12月に経済財政諮問会議により決定された経済・財政再生アクション・プログラムの抜粋でございます。

国公有財産の最適利用につきましては、政府の方針として取り組んでいるものであり、国と地方公共団体が連携し、民間からの提案も活用しつつ、その促進を図ることとされております。

また、市町村等と協議会を設置し、情報共有等を図り、最適利用について、実現可能性を検討し、プランの策定を行うこととされております。

2 ページ目をご覧ください。

財務局は、国有財産の総括機関として、地域の様々な課題の解決に向けて、国有財産を管理する各省庁を取りまとめ、国と地方公共団体等と連携しながら、情報共有を行うとともに、中長期的な観点から、地方公共団体の意向を尊重し、最適な利用に向けた調整を行っております。

3 ページ目をご覧ください。

資料の上段の囲みですが、国も地方も公的施設の耐震化や老朽化への対応が求められ、また、人口減少に応じた公的施設の集約・再編・活性化等も必要な状況となっております。

国・地方とも財政状況は極めて厳しい状況の中で、これまで、公的施設においては、国と地方がバラバラに整備を行っているのが実情でした。

これを国有財産の総括機関である財務省・財務局が地方公共団体と相互に連携し、庁舎のニーズ等を新たに調整、マッチングし、公的施設の効率的な再編や最適化を図っていくことで、お互いの課題を解決していくという取組みでございます。

前々回、第134回の国有財産近畿地方審議会以降でございますが、これらの取組みを通じて、甲賀市、彦根市、貝塚市、宇治市の4件の新たなプランが整いましたのでご報告させていただきます。

なお、先ほど、宇治市、彦根市については、ご説明をさせていただきましたので、それ以外の2団体の内容を中心にご報告いたします。

4 ページをご覧ください。

まずは、滋賀県甲賀市と策定した最適利用プランでございます。

資料の左上の四角囲み、最適利用の基本方針に記載しておりますが、滋賀労働局甲賀公共職業安定所は、老朽化が著しく、かつ、狭隘であり、建替えを検討しておりました。

5 ページをご覧ください。

甲賀市役所の周辺図になります。

甲賀市は、都市計画として市役所周辺の土地に官公庁施設を一団地として整備する地域として指定しております。現在、市役所周辺には、税務署、法務局等が所在しております。

しかしながら、甲賀公共職業安定所は、地図を見ていただきますと、右上辺りにございますが、少し市役所から離れた場所に位置し、甲賀市からは、公共職業安定所が行う就労支援事業や雇用・人材確保事業に関する協力体制強化の観点から、市役所周辺への移転要望を受けておりました。

市と国の間で調整を行った結果、国が市役所の駐車場の一部を購入し、庁舎を建設することになりました。写真②が建設予定地になります。

公共職業安定所が市役所に近接することにより、地域住民や地域事業者への一層のサービス向上に繋がる取組みとなったものでございます。

6 ページをご覧ください。

次に、滋賀県彦根市と策定した最適利用プランでございます。

先ほど使用調整の報告におきまして、ご説明させていただいた事案になります。

先ほど詳しく説明させていただきましたので、詳細については省略をさせていただきますが、市が課題として取り組んでいる彦根城周辺整備及び彦根駅周辺のコンパクトな都市づくりに向けた取組みに対しまして、国が地域ニーズを踏まえ、連携して取り組んだことにより、今後の地域活性化に繋がるものでございます。

次に7 ページをご覧ください。

大阪府貝塚市と策定した最適利用プランでございます。

資料の左上の四角囲み、最適利用の基本方針に記載しておりますが、貝塚市は令和5年7月に貝塚市地域防災計画を策定し、南海トラフ巨大地震等の大規模災害に備え、活動拠点や備蓄拠点の整備を計画的に行っているところでございます。

しかしながら、各拠点に緊急参集し、初期活動を行う職員の居住施設の確保が課題となって

おりました。

今般、備蓄拠点の近隣に所在する貝塚合同宿舎の居室の一部を市の緊急参集職員の居住施設確保のために提供いたしました。

市の課題に対して、国有財産を有効活用することにより地域の課題解決に繋がったものでございます。

参考でございますが、令和7年4月末時点で5室に入居されております。

次、8ページをご覧ください。

最後になりますが、京都府宇治市と策定した最適利用プランでございます。

1つ目の報告事項の際に、事案の概要について、ご説明をさせていただきましたが、宇治市に対しまして、学校給食センター建設用地として売払いを行ったものでございます。

資料の左上の四角囲み、最適利用の基本方針に記載しておりますが、本取組みは従来から市と国が定期的に開催していた会議の場におきまして、互いの課題等について、情報共有や意見交換を密に行っていたことから、今般、市のニーズを的確に把握、早期の給食センター整備に繋がったものでございます。

このように、地域ニーズを踏まえ、国有財産を速やかに売却することにより、地域の課題解決に繋がり、住民サービスの向上に資する取組みとなったものでございます。

国有財産の最適利用につきましてのご報告は以上でございます。

【本荘会長】 ありがとうございます。ただいまの報告事項につきまして、ご質問、ご意見はございますか。小谷委員どうぞ。

【小谷委員】 小谷です。今の宇治市のプランの関係ですけれども、国というのは具体的に近畿財務局さんということですか。それから近畿財務局さんと宇治市で、単体でこういう協議会、連絡協議会を持っておられるということですか。

【平井管財部次長】 はい。そうでございます。

【小谷委員】 結構、市町村たくさんあるので大変かなと思うんですけど。

【平井管財部次長】 私どもがエリアマネジメントを行うにあたっては、各市町村と密に話し合う必要がございますので、協議会を設置することを基本としております。

ただ、市町村等によってはこれまでに関係性が築かれている場合があり、協議会を設置せずに、これまでの関係性の中でエリアマネジメントを進めていくこともございます。

【小谷委員】 はい、わかりました。ありがとうございます。

【本荘会長】 よろしいですか。その他、何かご質問、ご意見ございませんでしょうか。沢田委員どうぞ。

【沢田委員】 意見というかコメントなので、ご返答の必要はないんですけども、国有財産の最適利用はすごく大きなテーマだと思うんですね。それで大いに賛同はするんですけども、現状、やっぱり最適化にコストがかかるというんですね、初期負担の議論が抜けているんじゃないかなと思います。なので、これからその最適化後の国有資産がどれだけキャッシュフローを生むかという、そういう資産的価値の転換ということにも注目すべきでないかというふうに考えています。これは是非、行政の方でもそうした視点をお持ちだと思いますけども、検討いただければと思います。

【本荘会長】 ありがとうございます。ご返答の必要はないということですが何か事務局からございますか。

【平井管財部次長】 管財部次長の平井でございます。貴重なご意見ありがとうございます。沢田委員のご意見に関しましては、今後本省にも伝えたいと思います。

エリアマネジメントに関しましては、国と地方公共団体が連携をして、その課題解決に向けて話し合って進めることとしており、その中で実現可能性のあるものの処理を進めて国公有財産の最適利用を図ってございます。今、沢田委員のおっしゃっていただいた内容につきまして、ご意見として賜りたいと思います。ありがとうございます。

【本荘会長】 沢田委員、ありがとうございます。その他に何かご意見、ご質問はございますでしょうか。澤木委員どうぞ。

【澤木委員】 資料の1ページの平成27年のアクション・プログラムの記述を見ていると、3.[2](1)の3行目のところに、民間からの提案も活用しつつという文言が入っていますが、この辺りっていうのはどういう形が想定されているのかとか、どういう段階でどんな民間からの提案・活用ができそうなのかとか、過去にそういう活用がされた事例があるのか、或いは、今後、近畿財務局でこの辺りに民間の提案を活用したいと考えているという、何かお考えがあるのか、その辺ございましたら情報提供いただければと思います。

【本荘会長】 事務局から説明願います。

【平井管財部次長】 民間からの提案についてでございますが、例えば、再開発などの大規模な案件でございましたら、開発事業者の意見などをお聞きすることも必要かと思えます。また、民間事業者だけではなく、例えば、URさんなどの意見を聞いたりすることもございま

す。

【本荘会長】 よろしいでしょうか。

【澤木委員】 はい、ありがとうございました。

実際に、所有財産を、例えば建替えしていくような、今はあるものを有効に活用というフェーズなんですけれども、その再開発みたいな形で更地にしてまた新しいものに建て替えたりしていくような、更新していくようなときに、例えば、P F IとかP P Pとかそういった形で実際に何か関与していただくという、そんなところまでは想定されていないということでしょうか。計画段階のところの調整のときに、民間のアイデアをいただくという、そういう理解でいいんですよね。

【本荘会長】 如何ですか。

【平井管財部次長】 具体的な事案が今動いているわけではないですが、将来的に再開発といった大規模な事案が生じましたら、そういった民間の知見を活用した取組みを考える必要があるかと思っております。

事案の中には、例えば、区画整理事業とかですね、事業の進捗などについては事業者と連携して進めることはございますが、再開発といった大規模な案件については、現状近畿ではございません。

【澤木委員】 わかりました。ありがとうございました。

【本荘会長】 その他、何かご質問、ご意見ございませんでしょうか。

はい。光岡委員どうぞ。

【光岡委員】 せっかくですので、まずこのアクション・プログラムに関しまして、全市町と財務局・財務事務所が互いに連携窓口を設置されるという話ですけれども、実際、全国に市町大変数ございます。近畿だけでもたくさんありますが、こういった窓口を設置されているのか、或いは、今後どのように進めていくのかという、D Xなんかもありますので効率的に進めていただければいいのかなと思ったのが1つ。

もう1つは、データベースのようなものが、多分各市町さん持っていたり持っていなかったり、しかもマンパワーがないとなかなかできないところもあるかと思います。おそらく国の財務局さんの方ですね、かなりデータとして揃っているのかなと思われるんですけども、多分市町さんの方はマンパワーの問題があってなかなか揃ってらっしゃらない。この辺につきまして、データベースをできたら市町の方にも作っていただきたいと思うんですが、実際、総

務省さんとかがですね、どのように考えてらっしゃるのかというのが、もしお知りであれば教えていただきたいなということが1つございます。

あとそれと、アクション・プログラム自体はですね、持続可能な都市構造への転換と公共施設のストックの適正化ということで、国のあり方として、困ったら財務省財務局に丸投げみたいなことがあるかなと思うんですけども、方向性としまして、今の話を聞いていると各市町さんの要望とかをお伺いしながら進めていっているという感じですけども、国交省さん自体が何か方向性というのがあるのかなのか、この持続可能な都市構造ということに関しまして、何かお考えをお持ちであれば教えていただきたいなと思っております。

例えば、今回の報告事項ほぼすべて地方圏ですけども、少子高齢化の観点から考えますと、都市部で非常に家賃が値上がりしてしまして住居費も値上がりしています。生活費における住居費用というのは、占める割合が生涯コストが非常に大きいですけども、この辺が若い人が圧迫リスクに感じて少子化に繋がっている背景もあるのかと思ったりもするんですけど、例えば、そういった国の方向性をお持ちであれば何か教えていただければと思いますが。

【本荘会長】 はい、事務局の方からお願いします。

【平井管財部次長】 まず1点、市町村との連携窓口の設置についてでございますが、各市町村に窓口となる連絡先を設定いただき、その連絡先に問い合わせたらエリアマネジメントに関する話ができることとしております。

1件別情報の提供についてでございますが、確かに市町村においては国の施設の所在を全て把握できていないかもしれませんが、私どもが各市町村に訪問する場合におきましては、国の庁舎の位置などを記載した資料を持参し、また、市町村の方でもホームページ等で庁舎の老朽具合や築年数などをホームページで掲載されていますので、それらの情報を互いに共有しながら、国の庁舎や市町村の公共施設の整備について協議を行っているのが現実的なところでございます。

また、国の庁舎等の整備におきましては、当然、国交省も絡んできますので、協議の場には国交省にも参加いただいて案件を進めることもあります。ご質問の総務省の考えについては、お答えできるご回答は持っておりません。申し訳ございません。

【本荘会長】 あと1点ありました。

【光岡委員】 もし、国の財務省さんの方で方向性のようなものをお持ちであれば。

【平井管財部次長】 国公有財産の最適利用の方向性におきましては、先ほどの説明でも

お伝えさせていただいておりますが、エリアマネジメントを進めるためには、地方公共団体と対話を密に行って、地方公共団体への情報提供や地方公共団体のニーズを把握することが重要であると考えてございます。

【光岡委員】 はい、ありがとうございます。

【本荘会長】 よろしいですか。

【徳尾管財部次長】 1点よろしいですか。

【本荘会長】 はい、どうぞ。

【徳尾管財部次長】 管財部次長の徳尾でございます。1点補足させていただきます。

最後の光岡先生からのご質問でございますけれども、国土交通省におきましては、昨今、土地基本方針の方ですね、大胆な見直しをやってございます。ご案内のとおり、少子高齢化に伴い都市構造の方はかなり変化をきたしているということでございまして、当然我々国有財産行政の方におきましても、そういった動きをとらまえて必要な改正等を行っていくという方向性でございます。

【光岡委員】 はい、ありがとうございます。

【本荘会長】 よろしいでしょうか。岡委員どうぞ。

【岡委員】 今回ご説明いただきました最適利用プランは、動いているものの結果を教えてくださいということですが、時々耳にするのが、国有の建物や官舎とかが、あそこに長い間あのままになっているんだけどということを、私が審議会の委員をやっていることを知っている人から言われてこられることがよくあります。使われない状態で空いたままになっている状態から、速やかに動かすそのスピード感についてはどのようにお考えですか。

また、空き地などについては暫定利用みたいな形も検討できたらいいのになと思っっているのですが如何でしょうか。

【本荘会長】 どうぞ。

【平井管財部次長】 建物付きの国有財産が長期間処分されていないことにつきまして、その建物を今後国が使用することを念頭に処分を保留しているのではなく、財産によっては、例えば、境界が整わなくて時間がかかる、場合によっては裁判等で境界を確定しないといけないこともございます。基本的な管理処分の方針として、国有財産の処理を促進させていく観点を十分に持って進めてございます。

また、未利用の土地の暫定活用についてでございますが、処分に向けた調査等の期間を除

き、処分までの間において、例えば、駐車場などの用途で一時的に貸すような取組みについては、現状も既に行っているところでございます。

【岡委員】 はい、ありがとうございます。

ご説明ありました貝塚の合同宿舎の空き室という話は、どのようにして顕在化したのでしょうか。

【平井管財部次長】 貝塚合同宿舎におきましては、関西国際空港ができた平成5、6年頃に世帯用として建築され、その後、田尻町に新たに合同宿舎を建設しておりますが、その宿舎には独身・単身者向け規格が整備されています。単身赴任者は独身・単身者向け規格の合同宿舎を希望されることが多く、そのような規格のミスマッチ等もあって貝塚合同宿舎に空き室が生じております。

【岡委員】 貝塚の合同宿舎が空いているということが、どのようにして市町村のニーズに繋がったのかということをお教えください。

【平井管財部次長】 貝塚市との日常的な繋がりの中で、困り事をお聞きし、先ほど申しましたとおり、貝塚市の緊急参集職員の居住施設の確保を課題として共有したものです。

【岡委員】 その日常的なコミュニケーション、ものすごく大事ですよ。そういうところでうまく活用に早く結びつくようなシステムがあっても良いのかなと思います。

【平井管財部次長】 私ども財務局は、管財部だけでなく、総務部や理財部も各地方公共団体等に訪問して対話する機会が多々ございまして、金融部門である理財部が地方公共団体から国有財産の関係で質問を受けた場合におきましては、理財部から管財部にその内容を繋ぐなど、縦割りではなく部門を跨いだ情報共有を図り、地域連携に力を入れて取り組んでおります。

【本荘会長】 よろしいですか。その他、何かご意見、ご質問ございますか。

色々と貴重なご意見、ご質問ありがとうございました。その他にご質問もないようですので、以上をもちまして本日予定されていた議事は終了いたします。

最後に関局長から、一言お願いいたします。

【関局長】 改めまして、本日貴重なご意見賜りましてありがとうございます。

今日、私どもは基本的に報告をさせていただいたということで、国公有財産の最適利用のために、こんなことをやってまいりましたということをご報告させていただきましたが、ご審議の中では課題ごとに、小谷委員、岡委員、光岡委員からは、総じて自治体とどうやってコミュ

ニケーションを取っているのでしょうかとか、或いは、総務省とかとうまく連携してもっと色々なことができるのではないかと、そういうニーズの汲み取り方のご指摘をいただいたと思いますし、或いは、もっと大きな意味で言うと、最適利用とか有効利用という言葉を申し上げておりますが、その最適とか有効ということを考えるときに、民間のノウハウや、或いは、PFI、PPPのような手法であったり、そういったことについて色々視野を広げて考える必要があるのではないかと、或いは、資産価値のことも考えるべきではないかと、かそういうご指摘を沢田委員、澤木委員からは頂戴をいたしたと思います。

こういった忌憚のないご意見を頂戴する中で、私どもも常に有効活用のあり方というのは考えていかないといけないと思っていますし、その過程では、今後とも引き続き、委員の皆様方、国有財産に留まらないと思います、財務行政全般に当たるとは思いますけれども、ご指導、ご指摘、ご助言を賜りながら進めていきたいと思っていますし、これからも忌憚のないご意見賜れば大変幸いに存じます。

簡単ではございますけれどもお礼のご挨拶とさせていただきます。

本日はありがとうございました。

【本荘会長】 ありがとうございました。

後日、事務局から議事録の確認依頼がございますので、その際はよろしく願いいたします。

以上をもちまして、第136回国有財産近畿地方審議会を閉会させていただきます。

本日はありがとうございました。

— 了 —